

## 5 初任者研修（養護教諭・栄養教諭）に係る研修指導員等取扱要領

### （趣 旨）

第1 この要領は、初任者研修（養護教諭・栄養教諭）実施要領（以下「実施要領」という。）第7及び第8の規定に基づく初任者研修（養護教諭・栄養教諭）に係る研修指導員及び会計年度任用職員（研修指導員）（以下「研修指導員等」という。）の任用、給与その他の身分取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

### （任用手続）

第2 県教育委員会は、研修指導員等を任用するものとする。

2 県教育委員会は、前項の規定により研修指導員等を任用し、教育事務所又は県立学校に勤務を命ずるものとする。

### （派遣の取扱い）

第3 県教育委員会に研修指導員等の派遣を要請しようとするときは、校長は、市町村教育委員会に対して研修指導員等派遣申請書（様式10）、市町村教育委員会は、当該市町村を所轄する教育事務所を経由して、県教育委員会に研修指導員等派遣申請書（様式11）を提出するものとする。県立学校は、県教育委員会に研修指導員等派遣申請書（様式12）を提出するものとする。

2 教育委員会は、市町村教育委員会の要請に応じ、校内研修の実施日に研修指導員を初任者の属する学校等に派遣するものとする。

3 校長は、研修指導員の毎月の勤務状況を、研修指導員等勤務状況報告書（様式13）及び研修指導員出勤簿（様式16）（写）により市町村教育委員会に、市町村教育委員会は、研修指導員等勤務状況報告書（様式14）及び研修指導員出勤簿（様式16）（写）により翌月2日までに教育事務所に報告するものとする。

県立学校長は、研修指導員等勤務状況報告書（様式15）及び研修指導員出勤簿（様式16）（写）により、翌月2日までに県教育委員会に報告するものとする。

### （任用期間）

第4 研修指導員等の任用期間は、県教育委員会に任用された日から当該任用された日の属する年度の3月31日までの間において、県教育委員会の定める日までの期間とする。

### （給与等）

第5 会計年度任用職員（研修指導員）（以下「会計年度研修指導員」という。）の給与は次のとおりとする。

2 会計年度研修指導員の報酬、期末手当、通勤手当の相当する費用弁償及び各種手当に相当する報酬は、別に定める。

3 会計年度研修指導員の報酬は、1月の勤務実績に基づき、翌月15日に支給するものとする。ただし、その日が土曜日、日曜日又は休日にあたる場合は、その翌日以後の日であって15日に最も近い土曜日、日曜日又は休日でない日とする。

4 会計年度研修指導員が職務のため旅行した場合には、その費用を弁償する。この場合においては、行政職給料表の4級の職にある者に対して支給される旅費の額に相当する額を支給するものとする。

### （勤務日）

第6 会計年度研修指導員の勤務日は、週5日以内で所属長が定める日とする。

### （勤務時間）

第7 会計年度研修指導員の勤務時間は、1日6時間以内で所属長が定める時間とする。ただし、1週間について29時間を超えてはならない。

2 会計年度研修指導員には、時間外及び休日には勤務を命じないものとする。

**(休 暇)**

第8 会計年度研修指導員の休暇は、有給休暇及び無給休暇とする。

2 休暇の取扱いについては、会計年度任用職員の給与等に関する条例の定めるところによる。

**(服 務)**

第9 会計年度研修指導員の服務については、一般職の常勤の職員の例による。ただし、職務の性質上これにより難いものについては、この限りではない。

2 市町村教育委員会に派遣される会計年度研修指導員の服務は、派遣を受けた市町村教育委員会の職員に関する法令に基づき、当該市町村教育委員会が監督する。

**(分限及び懲戒)**

第10 会計年度研修指導員の分限及び懲戒については、一般職の常勤の職員の例による。ただし、職務の性質上これにより難いものについては、この限りではない。

2 市町村教育委員会に派遣される会計年度研修指導員の分限及び懲戒は、市町村教育委員会の内申により県教育委員会の職員に関する法令の規定に基づき県教育委員会が行う。

**(公務災害補償)**

第11 県立学校に勤務する会計年度研修指導員の公務災害補償については、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)が適用される。

2 市町村立学校に勤務する会計年度研修指導員の公務災害補償については、県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年12月22日岩手県条例第35号)の定めるところによる。

**(費用負担)**

第12 市町村教育委員会が所轄する学校等に派遣される研修指導員等に係る報酬及び費用弁償は、県が負担し、支給する。

**(補 則)**

第13 この要領により難い事項及びこの要領の実施に関し必要な事項は、県教育委員会教育長が別に定める。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和5年4月1日から施行する。

## <事務取扱について>

### 1 校内研修

- (1) 研修指導員が担当する校内研修期間は養護教諭にあつては52時間(13日)、栄養教諭にあつては48時間(12日)とする。研修指導員の勤務時間は1日6時間以内、1週間について29時間を超えないものとする。
- (2) 旅費及び報酬(養護教諭は1時間 2,530円、栄養教諭は1時間 2,530円)は、事前に令達するので、保健体育課総括課長あて報告すること。
- (3) 現職の養護教諭・栄養教諭・指導養護教諭に研修指導員を依頼する場合は、旅費のみを支給する。なお、1(1)を適用しない。

### 2 校外研修の後補充

- (1) 校外研修の後補充を行う場合は、研修指導員をもって充てることととし、養護教諭にあつては8日間(1日4時間)32時間、栄養教諭にあつては10日間(1日4時間)40時間を上限とする。
- (2) 旅費及び報酬(養護教諭は1時間 2,530円、栄養教諭は1時間 2,530円)は、事前に令達するので、保健体育課総括課長あて報告すること。
- (3) 研修指導員による後補充ができない場合は、会計年度任用職員を任用することができる。(履歴書・免許の写し・所定の健康診断書を提出)

### 3 その他

- (1) 健康診断料(レントゲン、尿検査、血圧検査、文書料)は、市町村立学校又は県立学校の教職員課人事管理費から支出のこと。また、栄養教諭の研修指導員に係る検便の経費(年4回)は、所要額を令達するので保健体育課総括課長あて報告すること。
- (2) 栄養教諭の研修指導員については、校外研修の後補充において給食管理及び衛生管理部分について担当することから、栄養教諭の免許を取得せず、学校栄養職員経験者でも可とする。
- (3) 県立学校の場合、労災保険は学校で手続することとし、所要額を令達するので保健体育課総括課長あて報告すること。
- (4) 研修時間は、小学校は45分間を1単位時間、中学校及び高等学校は50分を1単位時間とみなすが、研修指導員にあつては、研修準備等を含めて1時間は60分とする。